＜裁判員制度調査報告 第 24 次報告＞

2021 年 11 月 21 日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-3 NA ビル 4 階
東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局
Mail: info@saibanin.net

目次

はじめに ･･･P1

裁判員制度調査報告　　　　　　　　･･･････････････････････････････････････P2～P8

1　裁判員の選任状況　　P2

2　裁判員裁判における判決　　P3

3　裁判員に選ばれる年齢が「18 歳以上」に引き下げへ P6

はじめに

はじめに、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方には心よりお悔やみを申し上げます。また感染された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。そして医療に従事されている方や、小売や物流、インフラ等社会生活の維持のために日々尽力されている全ての皆さまに深く敬意を表します。

裁判員制度がスタートしてから 12 年が経過しましたが､これまでに裁判員や補充裁判員を務めた人は 10 万人を超えました。しかし、全国の様々な場所で市民が裁判に参加しているにもかかわらず、その経験が社会で充分に共有され、活用されているとは言えません。多くの一般市民にとって、日常的に裁判員制度を意識する機会は殆どないと言ってよく、自分には関係ない制度と考えている人も少なくないのではないでしょうか。

裁判員裁判を行うことの意義があるとすれば、それは市民が「主体性」をもって司法に参加できたときです。裁判員を務めた人の経験が広く社会に共有され、裁判員になったことのない人も、ひとりの市民として制度や裁判の在り方について考えられるようになったとき、初めて市民が主体的に司法に参加していると言えるのではないでしょうか。

裁判員ネットでは、これまでに 300 人を超す市民モニターとともに 600 件以上の裁判員裁判のモニタリングを行ってきました。この活動から、いつか裁判員になるかもしれない市民が、裁判員制度や市民参加といったテーマを身近なものとして捉え、自分に関わりのある問題として真摯に向き合うことの大切さを実感してきました。

この報告書が、皆さんとともに裁判員制度や市民参加について知り、考えていくための一助となれば幸いです。

裁判員制度調査報告

裁判員制度が 2009 年 5 月 21 日に始まって 12 年が経ちましたが、この間に、裁判員候補者は 330 万人を超え、そのうち 10 万人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2021 年 5 月以降の主なトピックを紹介していきます。

1　裁判員の選任状況

裁判所の取りまとめ[1]によると、制度施行から 2021 年 8 月末までの間、全国 60 の地方裁判所（10 支部を含む）において 80,618 人が裁判員を経験し、27,369 人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009 年）の 53.1%から上昇しており、2019 年は 66.7%、2020 年は 66.3%、2021 年（8 月末まで）は 67.0%となっています。

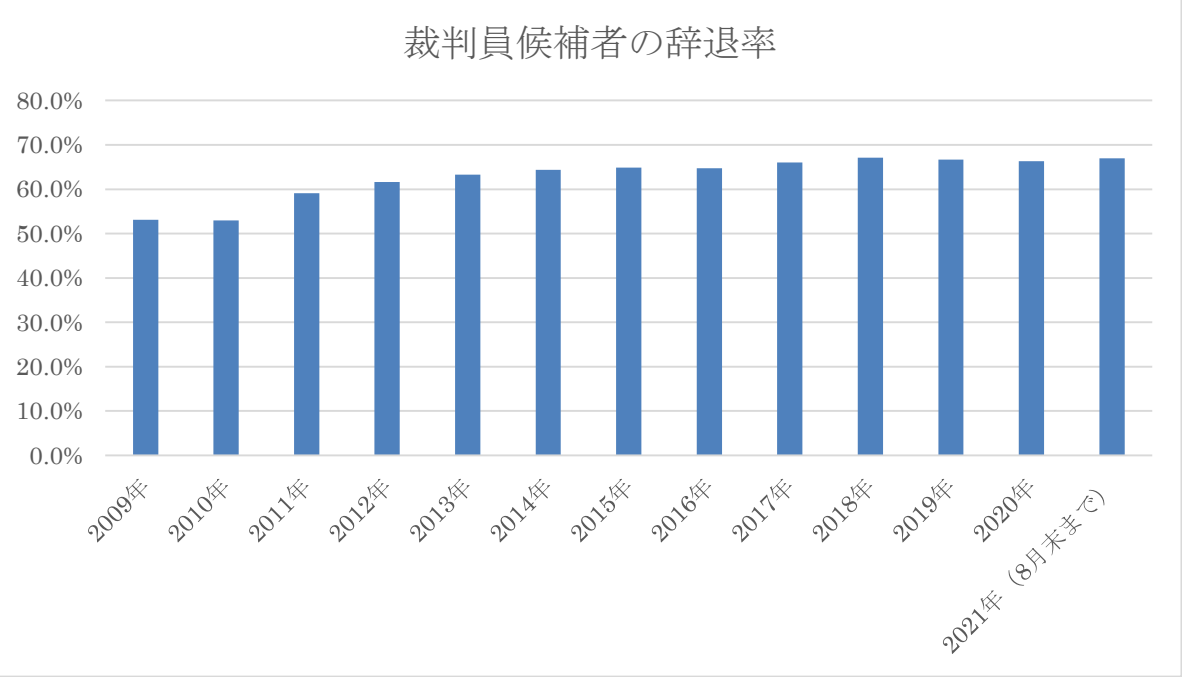

また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009 年）の 83.9%から低下しており、2019 年は 68.6%、2020 年は 69.7%、2021 年（8 月末まで）は 71.4%となっています。

呼出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出頭しなければならず（裁判員法 29 条 1 項）、正当な理由なく出頭しない場合、10 万円以下の過料に処される可能性があります（裁判

[1] 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和 3 年 8 月末・速報）

員法 112 条 1 号）。しかし、現時点で、出頭しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。

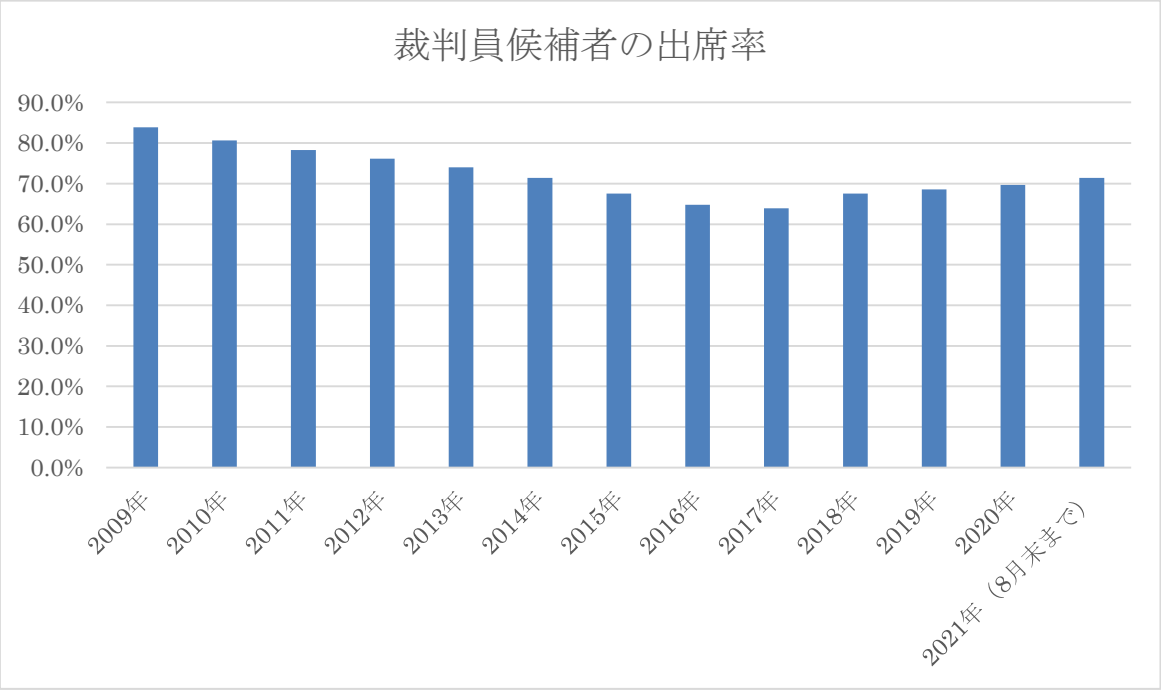

辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

2　裁判員裁判における判決

⑴　裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめによると、2021 年 8 月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人（終局人員）は 14,309 人で、その内訳は、13,865 人が有罪、131 人が無罪、12 人が家庭裁判所への移送（少年法 55 条による家裁移送決定）、301 人がその他（免訴、控訴棄却、移送等）となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が 3,277 人で最も多く、次いで強盗致傷が 3,060 人、以下、現住建造物等放火が 1,348 人、傷害致死が 1,328 人、覚せい剤取締法違反が 1,318 人と続いています。

⑵　裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です（裁判員法 2 条）。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2021 年 11 月 9 日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で 63 件あり、そのうち 44 件で死刑判決がなされています。

（裁判員裁判で死刑が求刑された事件　2021 年 11 月 9 日現在）

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑 （執行）	取下げ	—
9	2011/6/21	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盗殺人、現住建造物等放火、強盗強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盗殺人、強盗殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 （執行）	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盗罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盗殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	公訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盗殺人、強盗強姦、死体損壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 （執行）	取下げ	—
23	2013/3/13	強盗殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盗殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却

28	2014/3/10	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盗殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
30	2015/2/20	強盗殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
33	2015/12/15	強盗殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
34	2016/2/5	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
36	2016/7/20	強盗殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
39	2016/11/24	強盗殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴棄却	上告中
43	2017/11/7	殺人、強盗殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
44	2018/2/23	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
45	2018/3/9	強盗殺人罪等	さいたま地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴中	
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役23年	破棄差戻し	上告棄却
〃 ※1	2021/9/3	殺人罪等	横浜地裁(差戻審)	無期懲役		
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴棄却	上告中
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	取下げ	—
52	2019/3/8	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告棄却
〃		強盗殺人罪	名古屋地裁(差戻審)			
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴棄却	上告中
54	2019/11/8	殺人・強盗致死傷等	甲府地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
55	2019/12/4	殺人罪等	新潟地裁	無期懲役	控訴中	
56	2019/12/13	殺人罪	福岡地裁	死刑	控訴棄却	上告中
57	2020/3/18	殺人罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
58	2020/12/11	殺人、死体遺棄	鹿児島地裁	死刑	控訴中	
59	2020/12/15	強盗・強制性交殺人、死体損壊、死体遺棄	東京地裁立川支部	死刑	取下げ	
60	2021/3/5	強盗殺人罪等	富山地裁	無期懲役	控訴中	

61	2021/6/24	殺人、道交法違反	福岡地裁郡山支部	死刑	控訴中	
62	2021/6/30	殺人、非現住建造物等放火	水戸地裁	死刑	控訴中	
※2	2021/8/24	殺人、組織犯罪処罰法違反	福岡地裁	死刑	控訴中	
63	2021/11/9	殺人、殺人予備	横浜地裁	無期懲役		

（網掛けの 24 件は死刑判決が確定）

※1：差戻審は無期懲役求刑

※2：裁判員裁判から除外

3 裁判員に選ばれる年齢が「18 歳以上」に引き下げへ

⑴ 裁判員の選任資格と衆議院議員の選挙権

裁判員の選任資格は「裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。」（裁判員法第 13 条）と定められています。公職選挙法が改正されて選挙権年齢は既に「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられています。しかし、この公職選挙法の改正時には裁判員の選任資格は「20 歳以上」のままとして、公職選挙法附則第 10 条で 20 歳未満の者は就職禁止事由にあたる者とみなされて裁判員候補者名簿から消除することが定められていました。

公職選挙法で選挙権年齢が「18 歳以上」に変更された時に裁判員に選ばれる年齢は「20 歳以上」のままとしたことについて、衆議院の「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」（2015 年 5 月 28 日）では「十八、十九というのは今までも申し上げましたように少年法の適用を受けている者たちでございまして、もちろん、一部適用除外のような形になっておりますけれども、もともとは少年として扱っているということからしまして、人を裁く、そういうような立場になることが果たして妥当かどうかということで議論いたしまして、これは除外をするということにいたした次第でございます」と説明されていました。

⑵ 「少年法等の一部を改正する法律案」による裁判員の選任資格の変更

裁判員に選ばれる年齢を「18 歳以上」に引き下げる法改正は、「少年法等の一部を改正する法律案」の附則第 17 条に公職選挙法附則第 10 条の削除が盛り込まれ、2021 年 5 月に可決成立する形で行われました。

裁判員の選任資格がこれまでの「20 歳以上」から「18 歳以上」に変更となったことは法改正された条文の文言からは直接はわかりませんが、公職選挙法附則第 10 条が削除されたため、裁判員の選任資格は衆議院の選挙権を有する「18 歳以上」の者となったのです。この法改正は 2022 年 4 月 1 日に施行されます。2022 年秋に作成される裁判員候補者名簿から適用され、2023 年 1 月以降は「18 歳以上」の裁判員が選ばれる可能性があります[2]。

なお、この少年法改正では、18 歳、19 歳は「特定少年」として引き続き少年法が適用されることになっています。法務省の「少年法改正Ｑ＆Ａ」[3]では、「選挙権年齢や民法の成年年齢は

---

[2] 最高裁判所「裁判員の選任資格に関する法改正について」
https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/age_down.html

[3] 法務省「少年法改正Ｑ＆Ａ」https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00017#Q7

18 歳に引き下げられたのに、なぜ 18・19 歳の者に少年法を適用するのですか」という質問に対して、「18・19 歳の者は、成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できます。そのため、今回の改正では、18・19 歳の者も『特定少年』として引き続き少年法の適用対象とし，全ての事件を家庭裁判所に送って、原則として、更生のための保護処分を行うという少年法の基本的な枠組みを維持しています。他方で、18・19 歳の者は、選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となりました。そこで、18・19 歳の者については、少年法においても、その立場に応じた取扱いをするため、原則逆送対象事件を拡大し、実名等の報道（推知報道）を一部解禁するなど、17 歳以下の少年とは異なる特例を定めることとなりました」との回答が示されています。

⑶　裁判員制度の重要な変更が議論なく行われたこと

2021 年 10 月 4 日、裁判員ネットの大城聡代表理事、裁判員経験者ネットワークの牧野茂共同代表世話人が記者会見[4]を行い、裁判員制度の重要な変更が議論なく決められたことの問題を指摘しました。それを契機に新聞、テレビなどで報道[5]されるようになりました。

古川禎久法務大臣は、11 月 5 日の閣議後記者会見で「より幅広い年齢層の方々が裁判員裁判に参加することは、刑事司法に多様な意見を反映するという点で極めて意義深く、法務省としても、積極的に周知広報に努めていきたいと考えています」と発言しました[6]。また、末松信介文部科学大臣は、11 月 10 日の記者会見で「文科省としましては、裁判員制度を所管する法務省と十分連携をした上で、まず、教育委員会と学校現場等の意見をまず伺いたいと思っております」と答えました[7]。最高裁判所長官が公の場で裁判員の年齢引き下げについて発言した記録は見当たりません。

「少年法等の一部を改正する法律」の「等」として法改正がなされたため、正面から裁判員の選任資格の年齢引き下げの是非が議論されることはありませんでした。これは司法への市民参加の制度である裁判員制度にとって大きな問題です。裁判員として参加する市民が主体的に議論することなく、重大な改正が行われたことになります。

裁判員制度は、国民主権の原理に基づくものですから、裁判員の選任資格の年齢を選挙権年齢に合わせることに合理性はあります。裁判員法は選任資格を「衆議院議員の選挙権を有する者」としています。そして、2022 年 4 月 1 日には民法の成人年齢が 18 歳に引き下げられます。

---

[4] NPJ 動画ニュース「裁判員に選ばれる年齢『18 歳以上』に法改正～もっと知り、考える機会を」
http://www.news-pj.net/movie/120085

[5] NHK「裁判員に選ばれる年齢 18 歳に引き下げへ 選任は再来年から」（2021 年 10 月 5 日）
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211005/k10013291101000.html?fbclid=IwAR0CHK8Vsfx6xTKxmMHqag5FTFdqFwLwEazyiJqcs-mmKWyjgEhLKz4RDFg

[6] 法務省「法務大臣閣議後記者会見概要（令和 3 年 11 月 5 日）」
https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00245.html?fbclid=IwAR3i9WP_fUiGiAXp4aob_T0s0oh5Kr9KVQ47tY7yP2ZsG4JzFHjPDdD1u6c

[7] 文部科学省「末松信介文部科学大臣記者会見録（令和 3 年 11 月 10 日）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00207.html?fbclid=IwAR3vQb_bB0H0IfEJriuCKjmPSYp0zAiXCLo_xdbByVhZ2hOWMiOQqEnv4n8

しかし、裁判員の選任資格は民法の成人年齢と一致することが求められるわけではありません。また、国民主権の原理に基づくとしても、選挙権と被選挙権の年齢は異なります。これまで 18 歳以上 20 歳未満は裁判員に選ばれなかったので、選挙権と裁判員に選ばれる年齢が異なる制度設計もあり得るはずです。改正された少年法でも 18 歳以上 20 歳未満と 20 歳以上では異なる取扱いがなされています。少なくとも今回の少年法改正によって裁判員に選ばれる年齢を直ちに引き下げなければならない理由はありませんでした。

裁判員制度は、市民が司法に直接参加する制度です。裁判員制度のあり方について、法律の専門家だけではなく、司法の新しい「担い手」となった市民の声を反映させることが必要です。裁判員制度 12 年の実施状況をもとに裁判員に選ばれる年齢を 18 歳以上に変更することの是非を、裁判員になるかもしれない市民の間で幅広く議論して決めていくことが本来のあるべき姿であったと思います。

裁判員に選ばれる年齢が 18 歳以上に引き下げられることで、学校でも社会でも法教育の役割はより重要になってきます。私たち一人ひとりの市民が裁判員制度をもっと知り、考える機会をつくることが大切になります。

以上